

姫路城夜桜ライトアップイベント事業に係る企画及び演出等業務委託要求水準書

第1章 総則

1 業務名

姫路城夜桜ライトアップイベント事業に係る企画及び演出等業務委託
(以下「本業務」という。)

2 契約期間

契約締結日から令和8年4月30日(木)まで

3 本件の提案上限金額

上限金額 8,000,000円(消費税及び地方消費税相当額を除く。)

4 目的

本業務は、桜の最も美しい時期に、夜の姫路城西の丸庭園を活用して姫路城・夜桜会を開催し、姫路城の魅力を発信するとともに滞在型観光の促進を図ることを目的とする。

5 事業の開催概要

(1) 開催場所

姫路城西の丸庭園及び姫路城二の丸の一部(以下「会場」という。)

※位置図のとおり

(2) 開催期間

令和8年3月27日(金)～4月5日(日)(10日間)【雨天決行】

18時30分～21時00分(最終入城20時30分)

※令和8年3月25日(水)にマスコミ及び関係者向け内覧会を実施する(予定)。

(3) 観覧料(予定)

大人 600円

※18歳未満は無料とする。

(4) 来客想定人数

15,000人(一日当たり平均1,500人／一日当たり最大3,000人)

6 委託業務の内容

(1) 本業務の具体内容立案、実施計画作成

乙は、業務期間内に業務を完了するよう全項目の業務計画を立て、全体スケジュール、設営スケジュールなど進行管理資料や観覧者の安全確保のための照明の設置場所、設置数、設置間隔、配線経路、城内の門、櫓、石垣等の建造物、樹木等の保護方法、観覧者の安全対策等を具体に記載した実施計画書を作成し、姫路城管理事務所(以下、「甲」という。)の

承諾を得るものとする。また、甲より各設備仕様、図面等の提出の指示があった場合、速やかに提出すること。

- (2) 会場演出、演出作品等（以下「展示物」という。）の制作、設置、撤去等
会場演出に当たっては、「姫路城重要文化財建造物等保存活用計画」における第8章
「活用計画」記載事項（別紙「姫路城重要文化財建造物等保存活用計画 第8章【抜粋】」
参照）を根底に据えながら、関連法規の遵守及び姫路城の景観・美観を尊重した企画・演
出とし、その内容については事前に甲の承諾を得ること。

【大手門前】

夜桜ライトアップイベント開催を告知する看板（縦1, 800mm×横1, 800mm
以上）を大手門前の甲が指示する場所に1基設置するとともに夜間の視認性を確保するこ
と。

【三の丸広場西側園路】

観覧者の安全確保や誘導のための照明として、通路沿いに甲が貸出すLED行灯（姫路
市所有）を設置すること。なお、姫路市が所有するLED行灯は150個程度である。

【西の丸庭園及び二の丸】

①桜などの樹木や建造物、空間などを効果的に活用した演出と安全対策を施し、順路は一
方通行となるよう設定すること。

②動線上の石垣、門、桜などをライトアップ等により視覚的効果を高めること。

③音響を活用した雰囲気づくりを行うこと。ただし、音源の使用、イベント用音楽の作成
及び生演奏に係る費用については、事業費に含むものとする。

なお、具体的な演出等は事業者の提案によるものとし、甲と協議の上決定する。

④公開時間中は、資材の移動等に車両を使用することは禁止とする。資材の仮置場が必要
な場合は、甲と受託者（以下、「乙」という。）で協議の上決定する。

⑤展示物の解説等には、多言語表記（日本語、英語は必須）によるキャプション等を設置
するなどインバウンド対策を行うこと。

⑥開催期間中は展示物の維持管理に努め、必要があればメンテナンスを実施すること。

⑦演出等のために必要となる人員及び機材を適切に配置すること。

⑧原則として、樹木への装飾造営は不可とする。

⑨展示物の一部は、姫路城と関連性のある展示・演出とすること。

- (3) 会場設営（ライティング設備、音響設備、発電設備、会場サイン看板、告知看板、中止看
板、避難誘導看板・機材等安全対策・動線安全対策に伴うものを含む。）及び撤去

①演出上の照明とは別に、観覧者の安全確保のための照明として、バルーンライト、足
元灯、通路沿いに甲が貸出すLED行灯を設置すること。

②甲が確認し、観覧者の安全の観点から追加で照明機器が必要と判断した場合は、必要
な照明機器を乙が用意し、甲の指示により設置すること。

③会場での風対策（展示物、資材等）を施すこと。対策が必要な設備については、リス
ト化し、必要な対策について、甲の確認を受けること。また、悪天候等による開催中
止の決定は、甲の指示に従うこと。

④会場内は基礎工事、くい打ち及び釘等による固定を要するもの並びに火気の使用は禁止する。また、城内の門、櫓、石垣等の建造物、樹木等を毀損し、又は汚損してはならない。

⑤その他の禁止事項については、姫路市の条例及び規則並びに関連する法令に基づくものとする。

⑥製作過程期間を含む展示物周辺における安全対策を徹底すること。

(4) 広報、アンケート及び記録に関すること

①ホームページ等の作成・運営

開催概要等が広く周知できるホームページを制作・運営すること。また、Instagram、X（旧Twitter）等SNSを活用した効果的な情報発信を行うこと。

②広告デザイン・版下制作

ポスター、チラシ、新聞、広報誌、看板等の広告物のデザインを制作すること。

③広告デザインの納品日は、令和8年3月13日（金）までとする。完成後、速やかに広告物及び作成したデータを郵送、記録媒体、メール添付又はオンラインストレージ等にて納品する。

④アンケートの実施

紙・Web等を活用したアンケートにより観覧者の反応及びイベント開催に伴う観光消費額等を調査し、分析・検証した結果を実施報告書により報告すること。また、回答件数を上げる取り組みとして、回答者へのプレゼントは甲が用意する。

なお、実施に必要となるスタッフについては乙が適切に配置すること。

⑤イベントにおける記録

イベントにおける会場内の様子を写真データとして記録し、甲に提出すること。なお、提出方法については、事前に甲と協議を行うこと。

⑥PR TIMES記事配信

本事業にかかるPR記事を作成し、プレスリリース配信サービス「PR TIMES」の姫路市が保有するアカウントから令和8年3月に1回、各種媒体へ発信、周知すること。

なお、記事作成及び配信にかかる費用は、乙の負担とする。

(5) 運営に関すること

イベント開催期間中の警備員及び誘導員、改札スタッフは、甲が別途手配する。

乙は、運営上必要となるディレクター（責任者）や熟知した演出関係スタッフ等を各日配置する（ポジション数：ディレクター（責任者）1名、スタッフ3名以上とする。）こと。

なお、関連する全ての事項について、甲（甲が別途手配する受託者を含む。）と十分に調整の上、事業を実施すること。

7 実施に当たっての留意事項

- (1) 乙は、本業務に着手したときは、遅滞なく、委託業務着手届を本市に提出するものとする。
- (2) LED 照明の使用、発電機に変わる蓄電池の使用、蓄電池型テラスターの使用等、温室効果ガス排出削減に取り組むこと。原則としてガソリンやディーゼルエンジンによる発電機を伴う照明設備・電源設備の使用は行わず、既設電源またはバッテリー（蓄電池）等により電源を貯うこと。
- (3) 姫路城管理事務所南側の西受電室及び会場内の電源、三の丸広場に設置している分電盤を使用することができる。
なお、これらの既設の分電盤等を使用する場合の電気料金については、甲が負担する。
- (4) 上記の既設の分電盤等だけでは電源容量が不足する場合は、乙が関西電力に届出の上、甲が指示する場所に仮設分電盤を設置し、必要箇所へ供給すること。
なお、その場合の設置費用及び電気料金については、乙の負担とする。
- (5) 仮設分電盤の設置に当たっては、倒防止策を施すこと。
- (6) 三の丸広場への車両進入退出口は原則、甲が指示する箇所に養生を行った上で、大手門側からとする。なお、進入退出時間については必ず甲と調整すること。
- (7) 資材の搬入出方法、安全対策資機材の設営・撤去、その他実施に必要な事項は、甲と十分協議し、指示に従うものとする。
- (8) 成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合には、当該成果物に係る受託者の著作権（同法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該成果物の引渡し時に甲に無償で譲渡するものとする。また、甲は成果物が著作物に該当するとしないにかかわらず、当該成果物の内容を乙の承諾なく自由に公表することができる。
なお、成果物が著作物に該当する場合において、甲が当該成果物の利用目的の実現のためにその内容を改変する場合は、乙の承諾なく行えることとする。
- (9) 観覧者が身体に損害を受けた場合、すみやかに対応するとともにそれを補償する保険に加入すること。
(死亡事故1,000万円以上、後遺障害40万円から1,000万円、入院1日3,000円以上、通院1日2,000円以上、手術給付金1名当たり30,000円以上)
- (10) イベント開催の2日前に、試験点灯を含めた内覧会を実施すること。
- (11) 実施に当たり、警察と協議が必要となった場合は、甲と協力して対応に努めること。
- (12) 乙は、関係する官公署との協議を必要とし、又は関係する官公署から協議を求められた場合は誠意をもってこれに当たり、また、その内容を遅滞なく甲に報告するものとする。
- (13) 事後報告に関し、本企画の実施報告書を、写真又は動画を添えて作成し、甲に提出すること。実施報告書の内容や提出方法に当たっては、あらかじめ甲と協議するものとする。

(14) 損害のために生じた経費の負担

- ①業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、乙がその賠償額を負担する。
- ②前項の規定にかかわらず、同項の規定する賠償額のうち、甲の指示、貸与品等の性状その他甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲がその賠償額を負担する。
ただし、乙が、甲の指示又は貸与品等が不適当であること等甲の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- ③前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲と乙とが協力してその処理解決に当たるものとする。

(15) 本業務を中止とする場合の費用負担について

台風、豪雨その他天災及び感染症等の感染拡大等により、イベントの実施が困難と甲が判断した場合、業務を縮小し、又は中止する場合がある。この場合において、展示物や仮設物の確保及び運搬等に要した費用負担は、甲と乙が協議して決定するものとする。

第2章 一般事項

1 適用範囲

この要求水準書は、姫路城夜桜ライトアップイベント事業に係る企画及び演出等業務委託に適用する。

乙は、この要求水準書に定めのない事項のうち、本業務の遂行に当たり必要と思われるものについては、甲へ提案し、甲と乙が協議の上、これを決定し、行うものとする。

また、乙は、必要に応じ進捗状況を甲に適宜報告するとともに打合せを行うものとする。

2 業務項目

業務に係る項目はこの要求水準書及び本契約約款によるものとする。

3 資料の貸与

本業務に必要となる資料の収集又は調査等は原則として乙が行うこととするが、姫路市が現在所有しているものについては、甲から受託者に貸与するものとする。この場合において、乙は、貸与を受けた資料に関するリストを作成の上、甲に提出するものとし、業務完了後、貸与された資料の全てを速やかに姫路市へ返還するものとする。

4 別途業務

本業務の途中において、本業務に関連した追加の業務の必要が生じた場合は、甲と乙が協議の上、別途実施するものとする。